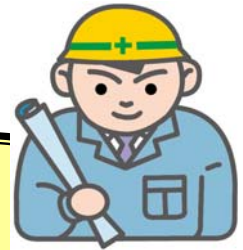


下請を泣かせていませんか？

11月は建設業適正化推進月間です！！

★該当する場合は にチェックを入れて下さい



- ① 下請の見積を一方的に値切っている。
- ② 着工後(追加、変更含む)に下請から見積を取ったり、契約をしたりしている。
- ③ 常に契約書は交わしているが、契約日は工事着工前に遡ることもある。
- ④ 下請から引渡の申し出を受けてから50日を超えて下請代金の支払いをしている。
- ⑤ 下請には、労務費を含めて手形で支払っている。
- ⑥ 工事期間中のみ、主任技術者を雇用して現場に配置している。
- ⑦ 専任の主任技術者が他の工事にも従事している。
- ⑧ 無許可業者と500万円以上の下請契約をしている。
- ⑨ 現場には、自社の技術者を置いているが、実際の工程管理などは下請に任せきりにしている。
- ⑩ 下請の主任技術者や施工内容を把握していない。



★詳細は裏面をご覧ください

- ① 元請が一方的に決めることが無いように、元下間で十分に協議を行って下さい。
【建設業法令遵守ガイドライン[4. 指値発注]】
- ② 契約・見積は、工事の着工前に書面により行う必要があります。
【建設業法令遵守ガイドライン[2. 書面による契約締結]】
- ③ 契約は、工事の着工前に交わす必要があります。
【建設業法令遵守ガイドライン[2. 書面による契約締結]】
- ④ 引渡しの申出があった日から起算して50日以内に下請代金を支払う必要があります。
【建設業法令遵守ガイドライン[9. 支払保留]】
- ⑤ 労務費については、現金払いとする必要があります。
【建設産業における生産システム合理化指針 [第4 適正な契約の締結 (2)代金支払等の適正化]他】
- ⑥ 主任技術者・監理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係の必要があります。
【監理技術者制度運用マニュアル[二ー四 監理技術者等の雇用関係]】
- ⑦ 専任が必要な工事現場の主任技術者・監理技術者は、他の工事を兼務することはできません。
【監理技術者制度運用マニュアル[三 監理技術者等の工事現場における専任]】
- ⑧ 500万円以上の工事を無許可業者に行わせることはできません。
【建設業法第三条】
- ⑨ 工程管理などを下請に任せきりにすることは「丸投げ」にあたります。
【一括下請負の禁止について[2. 一括下請負とは]】
- ⑩ 元請は、それぞれの下請の施工体制を把握する必要があります。
【施工体制台帳の作成等について[一 作成特定建設業者の義務]】
【下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について[5. 下請負人への配慮等について]】

問い合わせ先:国土交通省近畿地方整備局建政部建設産業課
TEL:06-6942-1141 FAX:06-6942-3913
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1_6_bt_000283.html